

懲戒処分等の情報の公表

懲戒処分等の情報の公表に関する規則（平成 18 年 11 月 14 日施行）に基づき、会員の懲戒処分等について、以下に公表する。

《行政書士法第 14 条の規定に基づく大阪府知事による会員の懲戒処分》

- ・ 氏 名 伊東 昇
- ・ 登録番号 03282956
- ・ 会員番号 4982
- ・ 事務所名称 伊東行政書士事務所
- ・ 事務所所在地 大阪府大阪市中央区宗右衛門町 4 番 12 号 春帆ビル 2 階
- ・ 所属支部 中央支部
- ・ 処分年月日 平成 29 年 4 月 28 日
- ・ 処分内容 業務の禁止
- ・ 処分理由 行政書士法第 14 条に該当
〔 伊東 昇は、平成 28 年 7 月 19 日から 2 月間の業務の停止処分を受けていたが、当該処分期間中に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る業務を 4 件行い、その報酬を受領した。なお、当該業務 4 件中 2 件については、他の行政書士を利用し、業務を完了させていた。これは、行政書士法第 14 条に規定する「知事の処分に違反したとき」に該当する。
また、事務所に帳簿を備え付けず、帳簿に事件の名称その他法律等に定める事項を記載していないことは、行政書士法第 9 条に違反するものである。〕

平成 29 年 5 月 1 日

大阪府行政書士会
会長 高尾 明仁

※ 公表する期間：平成 29 年 5 月 1 日から平成 34 年 4 月 30 日まで